

令和4年度

兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度

申請の手引き

兵庫県林務課

目 次

| | |
|-----------------|----|
| 融資制度の概要..... | 1 |
| 手続きの流れ..... | 4 |
| 融資限度額の上乗せ | 7 |
| よくあるお問い合わせ..... | 10 |

兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度 事務処理の手引き

※令和4年度以降の新規貸付を停止しております。令和4年度の融資対象は、令和4年3月31日までに金融機関へ貸付申請書をご提出いただいた方のみとなります。

1 融資制度の概要

(1) 融資を受けられる住宅の条件

| 【共通の条件】 |
|---|
| ① 県内に新築される住宅であること、また県内の住宅の増改築・既存住宅長寿命化、リフォーム ^{※1} であること。 |
| ② 自ら居住するための住宅(二地域居住用住宅を含む)であること ^{※2} 。 |
| ③ 県内に事務所を有する施工業者により建築・リフォームされた建築基準法に適合した住宅であること。 |

+

| 【新築・新築購入 ^{※3} ・増改築・既存住宅長寿命化】 | 【リフォーム】 |
|--|---|
| ④ 木材の使用量のうち、県産木材を30%以上使用し、そのうち製材品14品目及び構造用合板については、「ひょうご県産認証木材製品」を使用している木造住宅であること ^{※4} 。 | ⑥ フローリングや腰壁等の内装に県産木材を30m ² 以上使用したリフォーム工事であること(住宅の構造は問いません) ^{※5※6} 。 |
| ⑤ (既存住宅長寿命化については)材積5m ³ 以上かつ内装材等に50m ² 以上の県産木材を使用すること ^{※5} 。 | |

- ※1 本制度では、家屋の表示登記の変更が不要な居室の模様替えをリフォームとし、増改築と区分しています。家屋の表示登記を必要とする工事であっても、内装材の使用条件を満たしていれば、リフォームローンをご利用いただくことができます。
- ※2 事業用施設(店舗併用住宅の店舗部分、賃貸物件、事務所等)では、本制度をご利用いただけません。
- ※3 新築購入の場合は、住宅建築時に施工業者がこの証明を受けている住宅が制度利用の対象となります。
- ※4 可能な限り県産木材を使用した伝統木造構法住宅等の優良な住宅であって、「ひょうご県産認証木材製品」の使用ができない特段の理由があることを審査会で確認のうえ、知事が特別に認めた木造住宅(特認木造住宅)については「ひょうご県産認証木材製品」の使用を要しません(特認木造住宅の認定手続き等詳細については、林務課木材利用班にお問い合わせください)。
- ※5 フローリング、腰壁、天井、階段など、目に見える部分の内装材に県産木材を使用することが条件です。木工事を同時に行うシステムキッチンやシステムバスに入れ替え等、リフォーム工事に要する資金を融資対象としています。既存住宅長寿命化においては、土台・柱等の入れ替えや間取り変更等も融資対象となります(金融機関により取り扱いできない場合があります)。
- ※6 リフォームローンはマンション、軽量鉄骨住宅等、木造住宅以外でもご利用いただけます。

【用語解説】

・「既存住宅長寿命化」

既存の木造住宅を安全・安心な住宅へと性能を向上するための耐震補強や、二世帯住宅・シニアライフなどライフスタイルの変化に対応した間取りの変更等、住宅の機能を再生・向上させることをいいます（※金融機関により取扱できない場合があります）。

・「県産木材」

兵庫県内の森林で生産された丸太を原材料として、県内の製材工場等で加工された製品のことをいいます。ただし、県内で加工できない合板等については、県内の森林で生産された丸太を原材料として使用している製品であることを証明できる場合は、県産木材とみなすことができます。

・「ひょうご県産認証木材製品」

県産木材でかつ JAS 規格（日本農林規格）に適合したスギ、ヒノキ構造用製材品のうち、木造住宅の建築によく使用される柱や間柱など製材品 14 品目及び構造用合板（寸法・厚さは下記の表参照）について、兵庫県木材業協同組合連合会が認証した木材製品のことで。

ひょうご県産認証木材製品の寸法・厚さ

| 木口の短辺 | 木口の長辺 | | | | | | |
|-------|-------|----|----|----|-----|-----|-----|
| 30 | | | | 90 | 105 | 120 | |
| 45 | 45 | 60 | 75 | 90 | 105 | | |
| 90 | | | | 90 | 105 | | |
| 105 | | | | | 105 | 120 | |
| 120 | | | | | | 120 | |
| 135 | | | | | | | 135 |

| 合板の厚さ |
|-------|
| 9 |
| 12 |
| 24 |
| 28 |

（単位：mm）

(2) 融資条件一覧

| | 新築・新築購入・増改築・既存住宅長寿化 | リフォーム | |
|--------|---|----------------|-------------|
| 融資額 | ① 県産木材使用量30%以上50%未満 1,200万円以内 ② 県産木材使用量50%以上60%未満 1,500万円以内 ③ 県産木材使用量60%以上80%未満 2,000万円以内 ④ 県産木材使用量80%以上 2,300万円以内 | 100万円以上500万円以内 | |
| 上乗せ条件 | 「環境配慮型住宅」を建築等する場合 +500万円 | +200万円 | |
| | 県産粘土瓦を使用して50m ² 以上の屋根をふく場合 +200万円 | +200万円 | |
| | 県産木材使用率80%以上で、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用する場合 +200万円 | | |
| 返済期間 | 35年以内 26年以上は金融機関により取扱いできない場合があります | 10年以内 | |
| 融資利率 | 利率は半年ごと(4～9月、10月～3月)に見直しています。 最新の利率は兵庫県HPをご覧ください(「兵庫県 木造住宅ローン」で検索してください)。 | | |
| 返済方法 | 元利均等毎月払いまたは元利均等毎月払いとボーナス払い(半年払い)の併用ができます。 返済期間中に残額を繰上償還することができますが、詳細は金融機関にお問い合わせください。 | | |
| 担保・保証 | 取扱金融機関の定めるところによります。 | | |
| 資金の受領 | 工事完了後、資金受領となります。 中間払いはありません。 | | |
| その他 | 融資目標額に達した場合などの都合で受付を締め切ることがあります。 その他、金融機関の所定の条件が加わることがあります。 | | |
| 取扱金融機関 | 三井住友銀行 | りそな銀行 | 池田泉州銀行 |
| | 但馬銀行 | みなと銀行 | 神戸信用金庫 |
| | 姫路信用金庫 | 播州信用金庫 | 兵庫信用金庫 |
| | 尼崎信用金庫 | 日新信用金庫 | 淡路信用金庫 |
| | 但馬信用金庫 | 西兵庫信用金庫 | 中兵庫信用金庫 |
| | 但陽信用金庫 | 兵庫県信用組合 | 淡陽信用組合 |
| | 近畿労働金庫 | 兵庫六甲農業協同組合 | あかし農業協同組合 |
| | 兵庫南農業協同組合 | みのり農業協同組合 | 兵庫みらい農業協同組合 |
| | 加古川市南農業協同組合 | 兵庫西農業協同組合 | 相生市農業協同組合 |
| | ハリマ農業協同組合 | たじま農業協同組合 | 丹波ひかみ農業協同組合 |
| | 丹波ささやま農業協同組合 | 淡路日の出農業協同組合 | あわじ島農業協同組合 |
| | なごさ信用漁業協同組合連合会 | | |

【用語解説】

・「環境配慮型住宅」

「兵庫県環境配慮型住宅建設基準」に適合する住宅のことをいいます(詳細はP9参照)。

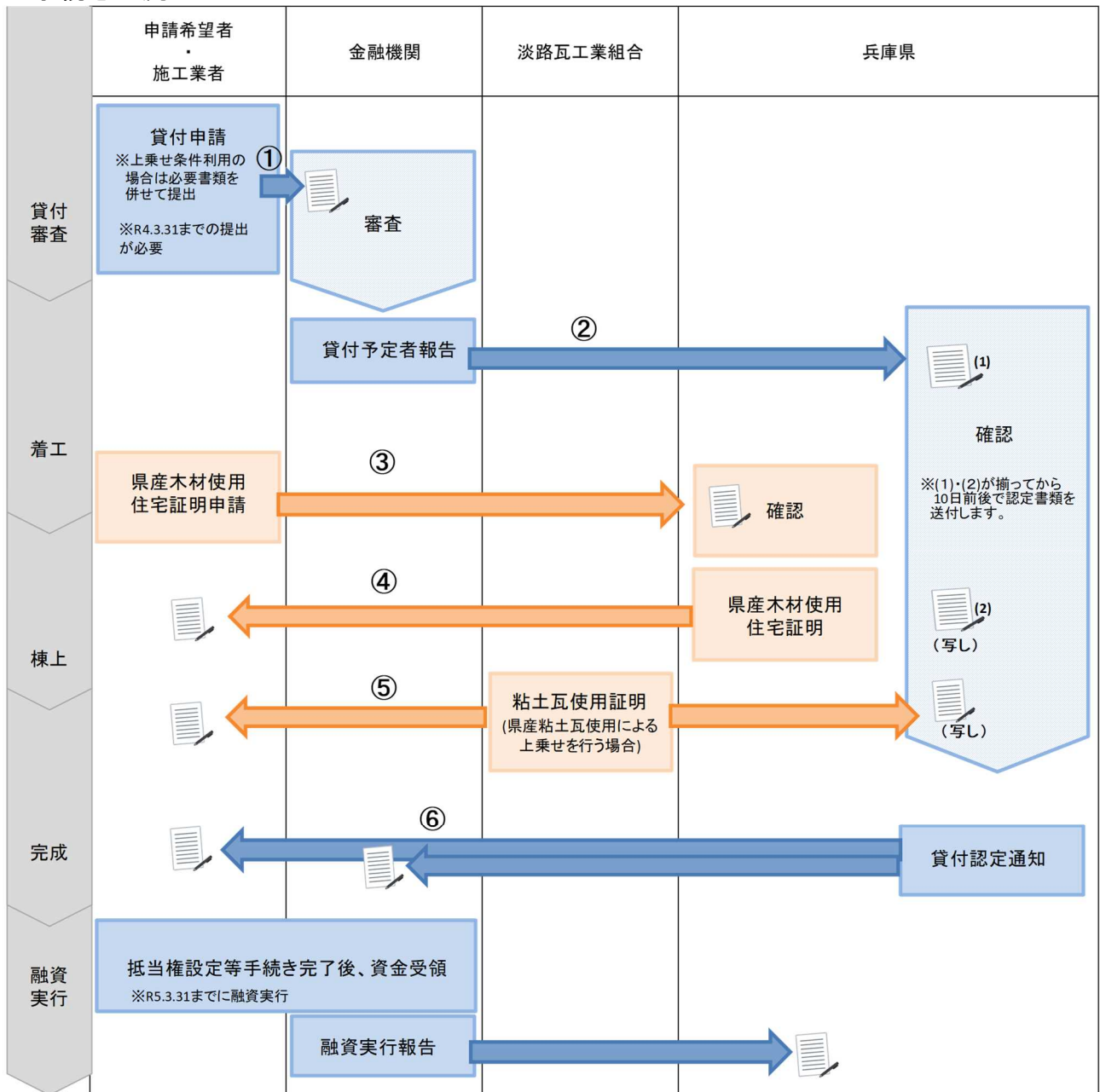
・「県産粘土瓦」

兵庫県内の素材で生産され、県内で製造された粘土瓦のことをいいます(詳細はP10参照)。

・「高強度梁仕口(Tajima TAPOS)」

兵庫県立農林水産技術総合センター(森林林業技術センター)が開発した、仕口の強度を高める技術です。梁仕口の形をV字形に加工することで、接合強度を飛躍的に高めることができます(詳細はP11参照)。

2 手続きの流れ



※新築購入・既存住宅長寿命化・リフォームローンの場合は、県産木材使用住宅証明を受ける時期が異なります（詳しくはP7③・④参照）。

① 貸付申請書（借受者→金融機関）

融資希望者は金融機関に対し、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請書（様式第1号）を提出します。

※融資上限額の上乗せを希望する場合は、貸付申請書（様式第1号）に加え、別途所定の様式を添付する必要があります（詳細はP9参照）。

【環境配慮型住宅による上乗せを行う場合（+500万円（※リフォームは+200万円））】

→ 兵庫県環境配慮型住宅建設確認書（様式第9号）＋ 各種証明書類

【県産粘土瓦を使用する場合（+200万円）】

→ 県産粘土瓦使用確認書（様式第7号）

【県産木材使用率80%以上の場合で高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用する場合（+200万円（※リフォームは対象外））】

→ 「Tajima TAPOS」納品書等

※新築購入の場合は、施工業者が建築時に取得している県産木材使用住宅証明書の写しを、金融機関を通して県に提出してください。

② 貸付予定者報告の提出（金融機関→県）

融資利用の申請があった場合、金融機関は、申込者の資格、融資額、償還の見込み等について審査を行い、適当と認められた場合は、貸付予定者報告書（様式1号の2）及び必要添付書類を県に提出します。

③ ④県産木材使用住宅証明（借受者・施工業者⇔兵庫県林務課）

融資を受けようとする住宅に実際に県産木材が使用されているかを確認するため、兵庫県林務課が、現地もしくはそれに代わる検査を実施します。

融資希望者は、県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請書（様式第4号）に「納材証明書（様式第5号）」「木びろい表」「建築場所の略図」を添付し、棟上げの1カ月前までに兵庫県林務課に申請（うち、納材証明書（様式第5号）は施工業者を通して木材納入業者が作成）。

※現地確認の際、木材が見えないと証明ができないことから、棟上げの1カ月前までに申請してください（申請が遅れると証明書を発行できない場合がありますのでご注意ください）。

※既存住宅長寿命化・リフォームローンの場合は工期が短いため、工事着工前に、兵庫県林務課に申請書を提出してください。

※新築購入の場合は、住宅建築時に施工業者がこの証明を受けている住宅が制度利用の対象となります。

⑤県産粘土瓦使用証明

県産粘土瓦を使用して融資限度額の上乗せ（+200万円）を利用する場合、融資希望者は金融機関に対し、施工業者が作成した県産粘土瓦使用確認書（様式第7号）を提出します。

また、融資希望者は、施工業者を通して、瓦製造業者・淡路瓦工業組合が作成する県産粘土瓦使用証明書（様式第8号）を受け取ります。

⑥貸付認定通知（県→借受者・金融機関）

金融機関から提出される貸付申請書及び上乗せ条件利用に必要な書類、淡路瓦工業組合から提出される県産粘土瓦使用証明書の写し（上乗せ条件利用時）のそれぞれが県に送付され、兵庫県林務課が発行する県産木材使用住宅証明書とあわせて、県による確認を行った後、県から融資希望者及び金融機関に貸付認定通知を送付します（必要書類が県に到着してから認定まで、10日程お時間をいただいています）。

（参考）資金の受領について

融資希望者と金融機関との間で抵当権設定等の手続きが完了した後、資金受領となります。本融資制度では中間払いはありませんので、つなぎ資金が必要な場合には、金融機関にご相談ください。

（1）担保について

土地・建物に抵当権が設定されます。本制度の抵当権設定順位は、政府系融資の次の順位となります。その他の金融機関所定の条件が加わることがあります。

（2）保証について

原則として、金融機関所定の保証会社と契約することが必要です。

（参考）貸付申請書記入上の注意

様式第1号の1

（金融機関提出用）

兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請書

兵庫県知事 様

申請年月日

年 月 日

下記のとおり相違ありませんので借入申請します。

| | | | | | | |
|--|---|---------------------|--|------------------------|-------|----|
| 申請者 | フリガナ 氏名 フリガナ 住所 (〒) | 生年月日 年 月 日 年齢 | フリガナ 住所 (〒) | 電話連絡先 () - () | | |
| 建設地 | フリガナ 住所 (〒) | 年 取 | 万円 | | | |
| 職業 | 1. 商工業等営業主・自営業 2. 会社員 3. 公務員 4. その他 () | 対象区分 | 1. 新築住宅建設 2. 新築建売住宅 3. 増改築 4. 既存住宅長寿命化 5. リフォーム | | | |
| 構造 | 1. 木造 (□在来工法、□その他) 2. その他 (リフォームのみ) | 延床面積 | m ² | 敷地面積 | | |
| 建設費 | 土地 万円 | 建物 万円 | 附帯設備・その他 万円 | 計 万円 | | |
| 資金調達内訳 | 区分 | 調達額 | 年返済額 | 利率 | 返済方法 | 備考 |
| | 本制度 | 万円 | 万円 | 年 % | 返済方法 | |
| | その他借入計 | 万円 | 万円 | 年取に対する返済負担割合 (年返済額) 千円 | 返済方法 | |
| | 合計 | 万円 | 自己資金 | 万円 | 返済方法 | |
| 融資限度額 | <input type="checkbox"/> 県産粘土瓦使用 (様式第7号添付) <input type="checkbox"/> 兵庫県環境配慮型住宅建築 (様式第9号、様式9号別添確認書類添付) <input type="checkbox"/> 高強度築仕口「Tajima TAPOS」技術活用 (プレカット工場の結晶珪等の写しを添付) | | | | | |
| 県産木材使用量 | 新築・増改築・既存住宅長寿命化 県産木材使用量 (m ³) / 全木材使用量 (m ³) <input type="checkbox"/> 50%以上 <input type="checkbox"/> 60%以上 <input type="checkbox"/> 80%以上 | | | | | |
| 施工業者 | <input type="checkbox"/> 既存住宅長寿命化 <input type="checkbox"/> リフォーム 県産木材による内装木質化 <input type="checkbox"/> 面積 50m ² 以上かつ5m以上 <input type="checkbox"/> 面積 30m ² 以上 | | | | | |
| 予定工期 | 着工日 年 月 日 上棟日 年 月 日 竣工日 年 月 日 | | | | | |
| 借入希望 | <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> H 借入期間 年 月 日 <input type="checkbox"/> ボーナス 万円 | | | | | |
| 【参考】本融資制度を知るきっかけとなった媒体 (複数回答可) <input type="checkbox"/> 工務店、住宅販売事業者等 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 住宅情報誌 (誌名:) <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | |
| 金融機関記入欄 | 受付年月日 | | 受付番号 | | 融資認定額 | 万円 |

記入上の注意

- 1) 申請者は太わくの中のみ記入してください。
- 2) わく内は右詰で小数点以下は記入しないでください。
年取500万円の場合→

| | | | | |
|----|---|---|---|----|
| 年取 | 5 | 0 | 0 | 万円 |
|----|---|---|---|----|
- 3) 申請者は借入本人に限りです。
- 4) 申請者の前年度税込み年収を記入する。
- 5) 職業対象区分は該当するものを○で囲んでください。
連帯債務の場合は主たる申請者の職業を選んでください。
- 6) 延床面積、敷地面積は建築確認通知書の面積 (原則として実測) です。
- 7) 月返済額を12倍して年返済額として記入してください。
- 8) 住宅金融支援機構融資 本制度融資 その他借入金の年返済額計を年取で割りその率を記入してください。
- 9) 見積書等で示されている数量を記入してください。
- 10) 兵庫県内に事務所を有する施工業者であること。
本店が県外の場合、実際に建築を行う支店等 (県内) の所在地を記入してください。
- 11) 見積書等で示されている時期を記入してください。
- 12) 建物が完成し抵当権が設定できる時期です。
- 13) 建売住宅を購入の場合、県提出用には県産木材使用住宅証明書の写しを添付してください。

3 融資限度額の上乗せ

(1) 環境配慮型住宅

環境配慮型住宅とは、兵庫県環境配慮型住宅建設基準に適合する住宅のことを指します。兵庫県環境配慮型住宅とは、不要なエネルギー消費を削減し、有害化学物質等による人体への健康影響を低減する「環境にやさしい住宅づくり」を支援するために設けた基準であり、①地球環境の保全、②居住環境の健康・快適性、③周辺環境との親和性の3区分があります。融資限度額を上乗せする際は、次表のとおり区分①～③ごとに1項目を満たすことが条件です。

| 区分 | 項目 | 内容 | 必要添付書類 |
|-------------|---------------|--|---|
| ①地球環境の保全 | 1 温熱環境に関すること | 年間冷暖房負荷の低減のために、ペアガラス、外断熱などの断熱構造や断熱材の増厚等が行われている「断熱等性能等級」が3以上の住宅 | ・設計住宅性能評価書(写し) ※認定長期優良住宅の証明(通知書及び適合書)でも可 |
| | 2 高効率設備機器 | エコキュート、エコウィル、ペレットストーブ、薪ストーブ、蓄熱式暖房器、太陽熱温水器等省エネルギー及び自然エネルギー型の暖・冷房設備や給湯設備等を設置した住宅 | 1 設置する機器の商品名や性能特徴のわかるカタログ(写し) 2 見積書(写し) 3 位置図(写し) |
| ②居住環境の健康快適性 | 3 空気環境に関すること | 無垢材や特定建材(化学物質の発散が少ないF☆☆☆相当のJAS製品)などを使った「ホルムアルデヒド発散等級」が2以上のシックハウス対策住宅 | ・設計住宅性能評価書(写し) |
| | 4 構造の安定に関すること | 住宅の長寿命化で解体廃棄の減少につながるよう柱を太くしたり、金物や合板・筋交い等で壁を補強した「耐震等級」が2以上の安全安心な住宅 | ・設計住宅性能評価書(写し) ※認定長期優良住宅の証明(通知書及び適合書)でも可 |
| ③周辺環境との親和性 | 5 太陽エネルギーの利用 | 太陽光発電設備の設置された住宅 | 1 設置する機器の商品名や性能特徴のわかるカタログ(写し) 2 見積書(写し) 3 位置図(写し) |
| | 6 環境共生に関すること | グラスパーキング等の十分な緑化や、雨水利用装置の設置等が行われている住宅 | ・設置する機器の商品名や性能特徴のわかるカタログ(写し) ・見積書(写し) ・位置図(写し) |

※1 住宅性能表示制度による住宅性能の等級付け

住宅性能表示制度とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(平成12年4月1日施行)に基づく制度です。新築住宅を建てる方、購入される方に、住宅を比較検討できる性能の目安を示します。

国土交通大臣の指定を受けた専門の評価機関において性能チェックが可能です(有料)。

【評価を受けるメリット】

- ① 性能を契約内容として生かすことができる
- ② 設計と工事の両方に専門の評価機関のチェックを受けることができる
- ③ 契約のトラブルが起こっても弁護士会で迅速な解決が受けることができる

※2 (参考) 長期優良住宅の申請について


兵庫県内で建築主事を置く12市(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市)及び兵庫県(県土整備部住宅政策課 TEL:078-341-7711)にお問い合わせください。

(2) 県産粘土瓦

県産粘土瓦とは、兵庫県内の素材から生産され、県内で製造された粘土瓦のことです。

県産粘土瓦の使用が確認できた場合、淡路瓦工業組合は、施工業者を通して融資希望者に県産粘土瓦使用証明書（様式第8号）を送付します。

県産粘土瓦 8つの特徴

| | | |
|---|---|--|
| <h4>地震に強い瓦屋根材</h4> <p>実物大瓦屋根耐震実験にてガイドライン工法でふかれた瓦屋根は、震度7の地震にも耐えられる耐震性があることが確認されました。</p> |  | <h4>火災に強い屋根材</h4> <p>粘土瓦は不燃材で耐火材。火災時の火の粉にも強く、もらい火をしにくく、隣近所への類焼を防止。また、変形も融解もありません。</p> |
| <h4>夏涼しく、冬暖かい屋根材</h4> <p>瓦1枚1枚の重なりから空気を通し、屋根の湿度・温度を自動コントロール、冷暖房にかかる費用も節減できます。</p> |  | <h4>ゼロアスベスト</h4> <p>自然の粘土から生まれた瓦は、真正銘の無公害。リサイクルが可能なので廃棄の際も安心です。</p> |
| <h4>遮音性に優れた屋根材</h4> <p>一般住宅で望ましいとされる30デシベルの遮音性能をクリア。外部の騒音や、雨音を遮断し、静かな室内空間をつくれます。</p> |  | <h4>防災瓦の開発</h4> <p>阪神・淡路大震災以降、瓦業界が開発した耐風・耐震性能を高めた新商品瓦。和形・平板・S形とすべての形状がそろっています。</p> |
| <h4>凍害に強い</h4> <p>かつては、冬場積雪地域で発生していた凍害現象をクリア。吸水率7%台以下で凍害試験30回クリアの耐寒性に優れた寒冷地仕様瓦が開発されており、和形・平板・S形とすべての形状がそろっています。</p> |  | <h4>調湿作用</h4> <p>粘土瓦は木と同じで、雨天時や高温時には水分を吸い、逆に空気が乾燥した時には水分を放出するという「呼吸作用」。雨が多く湿度の高い日本にはありがたい効用です。</p> |

(3) 高強度梁仕口 Tajima TAPOS (但馬タイプ)

Tajima TAPOS とは、梁桁の接合部（仕口）の加工形状を従来の U 字形から V 字形に改良して強度を高めた、兵庫県立農林水産技術総合センター（森林林業技術センター）の開発技術です。

融資限度額の上乗せ条件としては、県産木材使用率 80% 以上の場合のみ活用可能です。プレカット工場からの納品証（写し）等を提出してください（※リフォームにはご利用できません）。

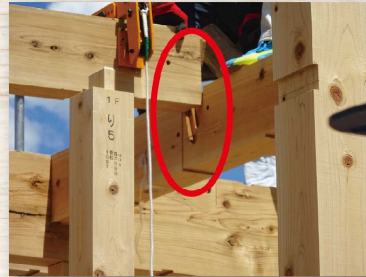
木造軸組工法住宅の梁桁において、接合部の形状を工夫することで、強度を飛躍的に高めることができました。

Tajima TAPOS® は、梁桁の接合部（仕口）の加工形状を従来の U 字形から V 字形に改良して強度を高めた、兵庫県立農林水産技術総合センター（森林林業技術センター）の開発技術です。

特許第 6340499 号

登録商標第 5742816 号

公共施設・民間施設・個人住宅
兵庫・大阪・石川のプレカット工場・工務店で実用化

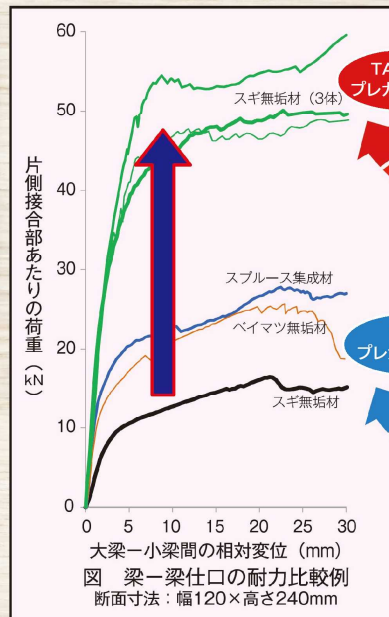


建築現場での仕口接合風景



強度試験状況

密度が比較的小さいスギに TAPOS® 加工を施すことで、仕口耐力が飛躍的にUPしました。



Tajima TAPOS® 加工仕口



在来加工仕口

V 字形にすることで、

- ★木材がもともと備えている「縦方向の方が横方向よりも強い」という性質を合理的に活用しています。
- ★現場での接合が容易となるため、迅速な施工と作業員の労力軽減が期待できます。

詳しくは YouTube 動画をご覧ください。



Tajima TAPOS® YouTube動画

兵庫県 森林林業技術センター HP <http://hyogo-nourinsuisangc.jp/sinrin/>

4 よくあるお問い合わせ

Q 1 申請書はどこに行けば手にはいりますか。

A 1 最寄りの取扱金融機関の支店でお受け取りください。また、県林務課までお問い合わせいただければ、必要な書類を郵送いたします。

Q 2 担保、保証についてはどうなっていますか。

A 2 各金融機関で対応が異なりますので、各金融機関へお問い合わせください。

Q 3 取扱金融機関への申し込みはいつの時点ですればいいのですか。

A 3 取扱金融機関への貸付申請書の提出は工事着工前を目安にしてください。取扱金融機関とは早い段階から十分に相談することをおすすめします。

※なお、令和4年度からは新規貸付を停止しています(令和4年3月31日までに貸付申請書を金融機関に提出されたものに限って融資対象として扱います)。

Q 4 今後、当該制度の募集が再開する可能性はありますか。

A 4 現状では未定ですが、今後の金利上昇の状況次第で再開する可能性があります。

Q 5 申請からどのくらいで貸付認定がされますか。

A 5 関係書類がそろい次第、認定手続きを開始します。問題がなければ、10日前後で認定書類を送付します。

Q 6 土地や付帯設備は融資の対象となりますか。

A 6 土地や付帯設備(環境配慮型を除く)は対象にはなりません。対象となるのは建物のみです。

Q 7 他融資制度との併用は可能ですか。

A 7 融資限度額で不足する場合や、土地の購入資金の融資を受ける場合、本制度とあわせて他の住宅ローン^{*}を併用いただくことができます。

※本制度の融資対象は木造住宅建築費及びリフォーム工事費用です。土地等の購入資金について融資を受ける場合は、本制度とあわせて住宅支援機構等の公的融資(フラット35)のほか民間金融機関の住宅ローンと併用いただくことができます。

Q 8 中古住宅は融資の対象となりますか。

A 8 中古住宅を既存住宅長寿命化やリフォームする場合には、融資の対象となります。(ただし、中古住宅の購入費用は対象となりません。)

Q 9 一部繰上償還はできますか。

A 9 一括繰上償還を原則としていますが、平成28年度以降の融資については一部繰上償還が可能となっています。

Q 10 35年返済期間を取り扱っている金融機関はどこですか。

A 10 県ホームページに一覧を掲載しておりますので参照ください。

(※ただし、金融機関による審査により、お申し込みいただけない場合があります。)

Q11 連帯債務の場合、申請書はどのように記載したらよいですか。
A11 1枚の申請書に連名で申請してください。職業や年収欄についても上下2段書きするなど、分かるように記載してください。

Q12 現在、他府県に在住しており、兵庫県に居住するために家を建てたいのですが、当該制度の融資対象となりますか。

A12 当該融資制度は兵庫県民を対象とした制度ですが、他府県民でも兵庫県内に居住される場合は利用できます。

Q13 県産木材を使用した木造住宅の建築が可能な工務店の情報はどこで手に入りますか。

A13 県では、県産木材を使用した木造住宅の建築に積極的な工務店を「ひょうご木の匠」として登録しています。また、兵庫県産木材の利用を通じて資源循環型林業と豊かな森づくりを組織的に応援することを目的に、「ひょうご木の匠の会」が平成28年3月に設立されました。地域材を使用する意義や木の良さ、工務店情報などがホームページで公表されているので、ご参考下さい。

ひょうご木の匠登録工務店情報

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/kinotakumi_tourokuseido.html

ひょうご木の匠の会ホームページ

<http://hyogo-kinotakumi.com>



Q14 兵庫県民が、県外に建てる住宅は対象となりますか。

A14 県外に建てる住宅は対象外です。

Q15 県産木材使用住宅証明は、地域型住宅グリーン化事業等（国土交通省）の納材証明で代替できますか。

A15 地域型住宅グリーン化事業等の納材証明のみでは、当該融資の対象とはなりません。県産木材使用住宅証明も取得する必要があります。

Q16 既存住宅長寿化とリフォームの違いは何ですか。

A16 リフォームが小規模な内装工事や設備入替などを行うもので、建物の機能維持のための工事であるのに対し、既存住宅長寿化は、高耐久化や間取り変更、構造体（土台・柱・梁等）の入替を含む建物の長寿化及び機能向上のための工事です。

Q17 既存住宅長寿化を実施したいのですが、事前に相談できる窓口はありますか。

A17 ひょうご住まいサポートセンター（TEL:078-360-2536）では、住まいに関する様々な相談や、住宅のリノベーション計画等についてアドバイスを行う専門家の派遣を行っていますので、ご利用ください。

Q18 特認木造住宅とは何ですか。

A18 事前に登録を受けた施工業者により建築され、次に掲げる認定要件のすべてに適合することを審査会で確認の上、知事が特別に認めた木造住宅のことです。

(認定要件)

- ①可能な限り県産木材を使用している
- ②ひょうご県産認証木材製品を使用できない特段の理由がある
- ③使用する部材に JAS 製品と同等の品質を保持する木材製品を使用している

(特認木造住宅の例)

- ・ 伝統木造構法を採用し、製材加工までを自社等で行う部材を使用する木造住宅
- ・ 山の立木の段階から部材にこだわった木造住宅